

行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

条例の進行管理について

2 監査の目的

基礎的な地方公共団体である市町村の行政事務は法令等の他、条例に基づき処理するとされているが、（地方自治法第2条2、3項・第14条1、2項）本町の事務事業が、自主立法である町条例を遵守し適正に行われているか、改善すべき点はないか等を調査検証し、合理的、かつ、効果的な事務の執行により、町民の福祉増進及びサービスの向上に資することを目的とする。

3 監査の方法

監査を行うに当たり、別海町条例全255条例から、約2割に相当する52条例を抽出し、当該条例に係る規則・規程等を含めて事前審査を行い、対象部課の説明聴取を中心に本審査を実施した。

4 監査の対象部課

総務部 総務課、防災交通課、総合政策課、財政課
福祉部 町民課、福祉課、保健課、介護支援課、老人保健施設すこやか
産業振興部 農政課、商工観光課、水産みどり課
建設水道部 管理課、事業課、上下水道課
教育委員会 学務課、生涯学習課

5 監査の期間

平成27年9月1日から平成27年9月15日までの内4日間

6 監査の着眼点

- ① 条例を遵守し、目的に沿った事務処理が実行されているか。
- ② 条例とそれに係る規則・規程間の整合が取れているか。
- ③ 適時見直し等が成され、時代の状況・情勢に適応しているか。

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

条例の進行管理について、概ね目的及び趣旨に適応した解釈がされ、適正に事務処理が執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項があった。

本監査は、抽出法により一部の内容確認に留まっており、所管の部及び課では残る条例等を含め、今一度各々確認を行い、指摘事項を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

2 改善を要すると認められる事項

(1) 各条例は議会に諮られ、必要と認められて制定されたものであるが、時間の経過又は事業の完了等により、既に目的を終えていると認められる条例が一部に見受けられたので、廃止されたい。

(2) 町の債権に関する事務の適正化等を図ることを目的に、別海町債権管理条例（平成27年3月12日別海町条例第1号）が制定され、債権に対し、統一的な見解の下処理しようとしているが、本条例制定に係る法解釈と異なる考えにより公債権と私債権の区分をしている事例が見受けられたので、改善されたい。

監査委員は、条例そのものの監査はできない（行政実例 S26.9.21）と解されているが、本町が定める条例の見解に不整合が生じている状況であり、改善するよう意見を述べる。